

総務厚生常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第 1 号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第5号）	4
【議案第 2 号】平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）	10
【議案第 3 号】平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	12
【議案第 4 号】平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	14
【議案第 8 号】矢板市行政組織条例の一部改正について	14
【議案第 9 号】矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	16
【議案第10号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	17
【議案第11号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	17
【議案第12号】矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	17
【議案第13号】矢板市市税条例等の一部改正について	19
【議案第14号】矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	19
【議案第15号】財産の処分について	20
【議案第17号】片岡デイサービスセンターの指定管理者の指定について	21
【陳情第23号】「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情	21
【委員長報告】	22
【閉会】	22

1 日 時

平成28年12月8日(木) 午前9時54分(開会)～午後1時42分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 和田 安司

副委員長 小林 勇治

委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、
石井 侑男、中村 有子、大島 文男

4 欠席委員 なし

5 説明員(34名)

(1) 総合政策課(3人)

- ①総合政策課長 横塚順一 ②電算統計班長 石川民男
- ③政策企画担当 村上治良

(2) 秘書広報課 (1人)

- ①秘書広報課長 柳田和久

(3) 総務課 (5人)

- ①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤賢一
- ③人事担当 小野崎賢一 ④財政担当 佐藤裕司
- ⑤管財担当 関谷一男

(4) 税務課 (5人)

- ①税務課長 鈴木康子 ②管理収納担当 柳田恭子
- ③市民税担当 和氣千晴 ④資産税担当 手塚正之
- ⑤徴収担当 後藤一浩

(5) 社会福祉課 (4人)

- ①社会福祉課長 永井進一 ②社会福祉担当 阿久津功
- ③障がい担当 駒野和代 ④生活福祉担当 斎藤浩明

(6) 高齢対策課 (3人)

- ①高齢対策課長 石崎五百子 ②高齢福祉担当 加藤清美
- ③介護保険担当 日賀野真

(7) 子ども課 (4人)

- ①子ども課長 沼野晋一 ②泉保育所長 星野朝子
- ③健康支援担当 丸谷久美子 ④保育担当 塚原由

(8) 市民課 (3人)

- ①市民課長 薄井初江 ②市民・年金担当 柳田視伸
- ③戸籍担当 星哲也

(9) 健康増進課 (3人)

- ①健康増進課長 細川智弘 ②健康増進担当 宮本典子
- ③国保医療担当 高久聡子

(10) 暮らし安全環境課 (1人)

- ①暮らし安全環境課長 小野寺良夫

(11) 出納室 (1人)

- ①室長 高沢いづみ

(12) 選挙監査事務局 (1人)

- ①選挙監査事務局長 小瀧新平

6 担当書記 水沼宏朗、藤田敬久

7 付議事件

- 【議案第 1 号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第5号）
- 【議案第 2号】平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第 3号】平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第 4号】平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第 8号】矢板市行政組織条例の一部改正について
- 【議案第 9号】矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 【議案第10号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 【議案第11号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 【議案第12号】矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 【議案第13号】矢板市市税条例等の一部改正について
- 【議案第14号】矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 【議案第15号】財産の処分について
- 【議案第17号】片岡デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 【陳情第23号】「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（和田安司） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。ただいまから総務厚生常任委員会を開会する。 （9時54分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

- 【議案第 1号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第5号）
- 【議案第 2号】平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第 3号】平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第 4号】平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第 8号】矢板市行政組織条例の一部改正について
- 【議案第 9号】矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 【議案第10号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 【議案第11号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 【議案第12号】矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 【議案第13号】矢板市市税条例等の一部改正について
- 【議案第14号】矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 【議案第15号】財産の処分について
- 【議案第17号】片岡デイサービスセンターの指定管理者の指定について

【陳情第23号】「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情の14件である。

【議案第1号】

○委員長 「議案第1号 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第5号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長（三堂地陽一）

（「平成28年度矢板市補正予算書」1頁を朗読、2頁から6頁により説明、詳細について「平成28年度予算に関する説明書」4頁から25頁により説明。）

今回の補正予算の主な内容は、国の未来への投資を実現する経済対策の実行に伴う平成28年度の二次補正予算への対応。臨時福祉給付金、施設改修などの事業展開によるもの。さらには前年度の国庫補助事業等の精算にともなう返還等の調整及び平成28年度人事院勧告による人件費の追加等である。

歳入

10款1項1目 地方交付税は、普通交付税で1億80万7千円の増。

12款2項2目 民生費負担金は、社会福祉費負担金として10万3千円の増。これは、矢板市と塩谷町で行う手話奉仕員養成研修のための負担金で、塩谷町の負担金として同額を見込んでいるもの。

14款1項1目 民生費国庫負担金は、1,877万7千円の増。まず1節の社会福祉費負担金が1,475万6千円の増で、内訳は、障害福祉サービスあるいは補装具等の給付に係る障害者自立支援給付費負担金1,250万円の増と、療養介護医療負担金225万6千円の増。次に2節の児童福祉費負担金が402万1千円の増で、これは施設型等給付費負担金。

14款1項2目 衛生費国庫負担金は、養育医療費負担金として54万円の増。

14款2項1目 総務費国庫補助金は、66万7千円の増。これは精算に伴う個人番号付番システム構築補助金41万4千円の減と、地方創生推進交付金108万1千円の増。

14款2項2目 民生費国庫補助金は、9,961万7千円の増で、これは社会保障関係システム改修補助金43万5千円の増と、臨時福祉給付金等給付事業費補助金9,918万2千円の増

14款2項4目 農林水産業費国庫補助金は、90万4千円の増。これは二次補正に伴う飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金。

14款2項7目 教育費国庫補助金は、2,626万6千円の増。これは二次補正による学校施設環境改善交付金で、矢板中学校のトイレを改修するもの。

15款1項1目 民生費県負担金は、939万2千円の増。これは、1節社会福祉費負担金として、障害者自立支援給付費負担金625万円の増と療養介護医療負担金112万8千

- 円の増によるもの及び2節児童福祉費負担金として201万4千円の増によるもの。
- 15款1項2目 衛生費県負担金は、養育医療費負担金として27万円の増で母子保健についてのもの。
- 15款2項2目 民生費県補助金は、66万円の減。内訳は子育て総合支援事業費補助金453万円の増と、学童保育館建設補助事業補助金が519万円の減である。この減は、社会福祉法人アップルが整備している学童保育館の建設補助の基準額が変更になったことによるもの。
- 18款1項1目 財政調整基金繰入金は、1億231万7千円の増。
- 21款1項6目 教育債は、5,320万円の増で中学校教育施設等整備事業として起債したものの。

歳出

説明の前に、冒頭で申し上げたとおり今回は人事院勧告に伴うものがあり、それぞれの款項目において職員給与費等の引き上げが関わっているため、はじめに予算に関する説明書22頁、23頁により説明する。

特別職と一般職で分けているが、それぞれ期末手当について年間で100分の10上がることになる。引き上げ分については6月は支給しておらず、12月で1年分を支給することになるため、今回の補正予算に計上している。その結果、補正後と補正前を比較すると、議員各位および市長等の特別職では、期末手当が22万3千円の増、通勤手当が2万6千円の増となり合計24万9千円の増。

一般職については給料も引き上げがあり、新採用及び若年層職員は1,500円の引き上げ、それ以外の職員等については平均で400円引き上げになり、比較すると459万円の増となる。また、職員手当については1,411万2千円の増で、扶養手当、期末手当、勤勉手当、時間外手当等が含まれる。このうち最も大きいのは勤勉手当で836万1千円である。合計で1,870万2千円の増となる。職員数は226名だが、その分の給料、手当が上がった分がそれぞれの款項目に含まれている。

- 1款1項1目 議会費は52万9千円の増で、人勸に伴う職員4人分の給与費等。
- 2款1項1目 一般管理費は648万3千円の増。これは人勸に伴う職員40人分の給与費等499万1千円の増と、傷病で休んでいる職員1名及び欠員による臨時職員1名の計2名分の人事給与管理費149万2千円の増である。
- 2款1項2目 広報広聴費は、シティプロモーション事業委託料として100万円の増。これは自転車のプロのサイクルレースを活用した地域の魅力発信事業として、パンフレットあるいは新聞折り込みを委託するためのもの。地方創生推進交付金が充てられる。
- 2款1項3目 財政管理費は、1億173万4千円の増。これは東日本大震災に伴い特別交付税が交付されたが、これを精査した結果、もらいすぎていた分である。これまでは返還する制度がなかったが、このほど返還する制度ができたため返還するもの。主な内容は都

市建設課で実施した滑動崩落緊急対策事業である。

2款1項6目 企画費は、100万円の増。これは、大田原市、那須町と矢板市及び民間からプロのサイクルチームである那須ブラーゼンが入り、サイクルツーリズム推進協議会というものを立ち上げ、PR活動やボランティア等の体制整備を行うための負担金。地方創生推進交付金が充てられる。

2款2項1目 税務総務費は、73万9千円の増で、人勸に伴う職員17人分の給与費等。

2款2項2目 賦課徴収費は、180万1千円の増。これは法人市民税等の還付金等の追加計上による150万円の増と、申告に伴い臨時職員2人を雇う予定であり、これに伴う賃金等として30万1千円を計上するもの。職員の時間外を抑えるという意味合いもある。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費は、71万7千円の増。職員給与費等は10人分で48万9千円の増。また、戸籍住民基本台帳事務費22万8千円の増は、自動交付機の保守及びリース料である。

2款4項1目 選挙管理委員会費は、3万2千円の増で職員1人分。

2款5項1目 統計調査総務費は、9万9千円の増で職員2人分。

2款6項1目 監査委員費は、4万1千円の増で職員2人分。

3款1項1目 社会福祉総務費は、1億3,692万4千円の増。これは、まず職員給与費等として19人分、93万9千円の増。

次に社会福祉総務費として国の二次補正に伴う臨時福祉給付金給付事業9,918万2千円の増については、このうち補助及び交付金として9,300万円が計上されており、これは一人あたり1万5千円で、6,200人分を対象として見込んでいる。

そのほかは臨時職員及び事務費等の経費である。

次に障害者総合支援事業2,951万3千円の増については、障害者福祉サービス費2,500万円と療養介護医療費151万3千円。

次に生活困窮者自立支援事業259万5千円の増については、前年度事業精算による国庫負担金の返還。

次に国民健康保険特別会計繰出金28万円の増については、人勸に伴うもの。

次に後期高齢者医療費499万1千円の増については、精算に伴う確定。

次に後期高齢者医療広域連合負担金57万6千円の減については精算に伴う確定。

3款1項2目 老人福祉費1,633万4千円の増については、保険給付費の増加による介護保険特別会計への繰出金。

3款2項1目 児童福祉総務費29万5千円の増は、人勸に伴う職員11人分の給与費等27万9千円と、県下の市町からの負担金で運営しているとちぎ未来クラブに対する負担金1万6千円である。

3款2項2目 児童措置費3,406万3千円の増は、給付単価の改正があった。子どもを保育園に預ける際にかかる費用があり、市が施設に対し扶助費として支出している。例えば0～2歳児の場合、1人あたり約20万円かかる。子どもの数は減っているが0～2歳

- 児を預ける人数は増えているため増額するもの。
- 3款2項4目 児童福祉施設費は、36万1千円の減。これは、まず学童保育館活動支援事業として742万5千円の増については、民間のぴっころ保育園、かたおか保育園に対する補助及び交付金で、学童に預ける子どもが増えたことによるもの。一方、児童館等建設事業の補助及び交付金を778万6千円減額している。これは社会福祉法人アップルが建てている学童保育館について建設費補助の基準額が変更になったことによる減額である。
- 3款3項1目 生活保護総務費2,680万9千円の増については、人勸に伴う職員4人分の給与費等38万3千円の増と、生活保護運営対策費として、前年度事業の精算に伴う返還金として2,642万6千円を計上している。
- 4款1項1目 保健衛生総務費153万6千円の増については、人勸に伴う職員19人分の給与費等68万6千円と、療育医療費として妊婦健診の際の助成が増えたことによる母子保健事業扶助費85万円の増。
- 6款1項2目 農業総務費467万8千円の増は、人勸に伴う職員22人分の給与費等。
- 6款1項4目 畜産業費180万9千円の増は、二次補正による補助を受けてのもので、八方牧場開牧の際に地面をならすため、トラクターの前部に付けるシャベルのような部品であるフロントローダーを備品として購入することによるもの。2分の1補助。
- 6款2項2目 林業振興費100万円の増は、今年度、鳥獣被害がたいへんな件数になっており、改善のため鳥獣被害対策実施隊を設置する。不足している罾を購入するなど準備のために補助するもの。準備支度金として1回限りの補助だが、要綱を作成して臨む。
- 7款1項1目 商工総務費45万5千円の増は、人勸に伴う職員6人分の給与費等26万1千円と、やいたブランド認証事業において申請件数が増えたことによる19万4千円の増。1件あたり20万円補助を出している。
- 8款1項1目 土木総務費は、111万4千円の増で、人勸に伴う職員12人分の給与費等。
- 8款2項2目 道路維持費は、398万円の増で、まず市道維持管理費として98万円を追加。これは今後備えた融雪剤の購入費及び安全対策のためのカラーコーン等の機材購入。次に認定外道路整備事業として300万円を計上。これは安沢小学校東側に認定外道路があり、その先に人家がたくさんあるが、非常に通行がしづらいとのことで対応するもの。
- 8款3項1目 河川費は、400万円の増。これは普通河川整備事業で、鹿島町ヨークベニマル北側から木幡西に至る富田用水があり、木幡西の方へ行くと氾濫してしまうため、改善のための河道計画を立てるためのもの。
- 8款4項1目 都市計画総務費は、53万2千円の増で、人勸に伴う職員7人分の給与費等。
- 8款4項4目 公共下水道事業費は、1,312万円の減。これは前年度繰越金確定に伴う減額。
- 8款5項1目 住宅管理費は、10万8千円の増で、人勸に伴う2人分の給与費等。
- 10款1項1目 教育委員会費は、2万2千円の増。これは教育長交際費で、当初5万円を計上していたが、香典等想定外の支出があったため追加するもの。
- 10款1項2目 事務局費は、62万3千円の増で、人勸に伴う職員10人分の給与費等6

2万1千円の増と、教職員研修事業の精算に伴う国庫返還分2千円。これは学習支援を実施したものである。

10款2項1目 小学校学校管理費は、40万5千円の増で、人勸に伴う用務員、調理員12人分の給与費等。

10款3項1目 中学校学校管理費は、27万2千円の増で、人勸に伴う用務員、調理員8人分の給与費等。

10款3項3目 学校建設費は、7,450万円の増。国の二次補正による学校施設環境改善交付金を活用した矢板中学校トイレ改修。

10款4項1目 社会教育総務費は、204万7千円の増で、人勸に伴う職員20人分の給与費等198万1千円の増と、山縣有朋記念館の天井改修が必要となり6万6千円を計上するもの。改修費用全体としては約26万3千円かかるが、県が50%、市が25%、事業主が25%をそれぞれ負担することになる。

最後に、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書については、集団健康診査・検診業務委託として、平成29年度から31年度までの3年分の限度額として1億4,400万円を支出予定額としている。内訳は国県支出金が120万円、一般財源が1億4,280万円である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 9頁の財政管理費のなかで1億円を越える返還金があるが、国からの災害対策関係の費用かと思うが、これは使わなかったということなのか。国の財政が厳しいなかで新たに出来たものかもしれないが、どのような内容で返還するような状況になったのか。

○総務課長 端的に申し上げると使わなかったお金である。要求当時は混乱もあったかと思うが、5億円かかると言っていたものが4億円で済んだ。このような余剰金についてはどの自治体でも持っているようだが返すすべがなかった。今回、国で返還する制度ができて返すようにとのことであったので返すもの。使ってはいるが余剰が出たということである。

○大島委員 今まではどのような取り扱いをしていたのか。

○総務課長 基金に積んでいた。

○石井委員 今の質問に関連するが、基金に積んでいたということであるが、具体的には国からの交付金の返還ということで、例えば東日本大震災の復興交付金であるとかいったものの余ったお金ということではないという認識でよいか。復興推進交付金やそれに伴う交付金が2本きていたかと思う。団地の地盤が滑動したところ、あるいは道路の改修にほとんど使ったという認識があるが、その辺の交付金の返還という形ではないのか。

○委員長 滑動崩落に対する事業だけに対するものなのか、東日本大震災に対応するものだけなのか、災害に対して余ったお金なのかということの確認でよいか。

○石井委員 よい。

- 総務課長 さきほど滑動崩落緊急対策事業が大きなものとして申し上げたが、当時の資料をみると、ソフト事業、ハード事業含めてかなりのボリュームで国からメニューが来ていた。それを精査した結果を合わせると1億円に達したということである。
- 石井委員 基本的に国から来たお金だから返すということであれば、どのような形で来たのか。
- 総務課長 補助事業を行うにあたり裏負担分があるが、そのすべてを特別交付税という形ででもらっていたものである。
- 石井委員 15頁。児童館等建設事業として700万円余が減額されている。これは制度の基準額が変更とのことだが、具体的にこれまでの建設費補助とどう違ったのか。また、運営する相手側に対しては補助の割合が減って逆に支障はなかったのか。
- 子ども課長（沼野晋一）大きな理由としては、当初見込んでいた額と県で決定された補助基準額が変わったことであり、それを受けて今回補正をしたもの。ぴっころ保育園で学童保育館を建てるのは2回目だが、前回は市を通らず県から直接補助がいった。そのときに県の補助がその当時の補助基準額で3分の2がいつていた。今回は市を通過して3分の2の補助があるというところで、3分の2の補助金を県からいただき、残り3分の1を市から出すものと思ひ予算計上をしたが、実際は市もあわせて3分の2の補助ということになり、3分の1だけ多く見積もっていた。補助金自体は補助基準額で50万円ほど上がっているが、ぴっころ保育園にとっては3分の2の補助を実質的にはもらえるというところでは同じである。予算計上のうえでは市の予算だけ多めにとってしまったということなので、ぴっころ保育園のほうにとっては補助金額としての大きな変更はない。どちらかという増額になったということになる。
- 石井委員 22頁の給与明細書について。時間外手当が275万円増額されている。補正後の額を職員数226名で単純に割ると年間の1人あたり時間外手当としては約23万円くらいになる。政府でも働き方改革ということで、できるだけ時間外労働を減らそうと、市においても極力削減しようという認識のなかで、もちろんこの額については適当であるとは思いますが、1人あたり約23万円という数字はどうなのかということについて伺いたい。
- 総務課長 まず想定外の時間外が考えられる。そのひとつとしては今年度、被害はなかったが災害があった。職員は警報が出れば事務所に集合し一晩中対応に追われる。パトロールなども建設分野に限らず、ほかの施設を持っている分野も行う。また、人的配置。石井議員からはいつもご指摘をいただいているが、職員は減らしている手前、1人の歯車が大きいというか、1人でいろいろなものをこなさなければならないという現実がある。したがって電話対応についても長い人が職員を悩ませている。30分くらいかかることもある。忙しくても電話や窓口は第一義的に対応しなければならないということで、そういったものに時間がとられ、事務も雑多になっている。時間内にこなそうとはしているが、そういった対応が増えてきている。1人の歯車が大きいということが挙げられる。課長、リーダー以下、マネジメントはしっかりさせていただいているが、そのなかでもそういった対応が増えてきているのは事実である。人事のほうも人を増やしたいが増やせない。先ほどの説明のなかでも申し上

げたが、時間外を減らすための試みとして税務課で臨時職員を雇うなど手は打っていきたい。
○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ私から確認をしたい。9頁の企画調整費として他のまちと一緒に新たな事業を行うということだったが、大田原市、那須町、矢板市の2市1町で間違いないか。那須塩原市は入っていないのか。

○総合政策課長(横塚順一) 今年度は矢板市と那須町の1市1町での取り組みを考えている。この事業は地方創生推進交付金を使った事業で、平成28年、29年、30年の3年間の事業として考えており、来年以降は那須塩原市、さらには大田原市にも声をかけて入っていただくようなことを考えている。

○委員長 確認だが、補正は矢板市と那須町の合同事業に対する補正ということによいか。

○総合政策課長 予算については、あくまでも那須町との連携を図ったなかでの矢板市分の予算ということをご理解いただきたい。

○委員長 13頁の児童措置費のなかで、扶助費が増加した理由について、最初は給付単価の増額との説明だったが、その後、対象が増えたとの説明もあったが確認させていただきたい。

○総務課長 給付単価が上がったことと、0から2歳児を預ける数も増えた。双方が増えたということである。

○委員長 単価と総数の増加によるということによいか。

○総務課長 お見込みのとおり。

○子ども課長 追加説明するが、総数はそこまで変わらないが0から2歳児の割合が増えたということ。総務課長説明にあったように0から2歳児は、園によって異なるが20万円ほどかかる。例えば5歳児であれば5万円程度しかかからないので、0から2歳児の割合が増えると合計の金額が上がるということと保育単価も上がったことを合わせてのことである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第2号】

○委員長 次に、「議案第2号 平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長(石崎五百子)

(「平成28年度矢板市補正予算書」7頁を朗読。8頁から9頁により款及び補正額を朗読。「予

算に関する説明書30頁から40頁により説明。)

今回の補正の主な理由は、先ほど総務課長からも説明があったとおり、人事院勧告に伴う人件費の整理と平成28年度からスタートした矢板元気シニア地域活動応援ポイント事業、通称お元気ポイント事業の登録者数が増加したことによるものである。

歳入

介護保険給付費、介護予防ならびに地域包括支援センターの費用を計上している。介護保険料、基金については、市民の皆様からいただくものが半分。国・県・市が半分をもってこの事業を展開している。それぞれ施設費等、若干率は変わる。基金繰入金については、介護保険料の不足を補うもの。

歳出

現在の矢板市における高齢者の状況についてであるが、65歳以上の高齢者数が9,692人。人口33,482人に対する高齢化率は28.9%である。介護認定者については10月末現在で1,538人。第1号被保険者に対する割合は15.9%。介護保険料は月額5,200円。40歳から64歳までの第2号被保険者平均で5,352円。これらをもってこの事業を展開している。

1款1項1目 一般管理費は43万円の増で、人勧に伴う5人分の給与費等。

1款2項1目 賦課徴収費は74万4千円の増で、税務課職員1人分の給与費等4万4千円の増と、還付が多かったことによる事務費70万円の増。

2款 保険給付費は、認定者の増加によりそれぞれの給付費が上がっている。1項は要介護1から5までの方。2項は要支援1から2までの方。介護認定を受けた方は受けられるものである。補正を含め全体で27億円からの額を計上している。なるべく減らしたいとは思っている。他に高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費を計上している。

3款1項2目 介護予防一般高齢者施策事業費179万4千円の増については、保健師1名分の給与費等4万4千円の増と、お元気ポイント事業登録者の増加により175万円を計上している。当初600人を予定していたが、現在950人を超えている。1人当たり5千円を上限としているので、350人分を計上させていただいた。お元気ポイント事業はきらきらサロンやシニアクラブ、介護保険施設に行き、活動していただいたものに対して1ポイント100円相当を出している。介護予防も含めているので、そちらのほうに何らかの効果があると思っている。なお、単にポイントを付与するばかりではなく、これから第2段階として、シニアボランティアの育成に繋げていきたいと考えている。今年度は皆さんの活動を応援し、次年度以降は少しずつ地域で活動できる方を育成していくものとして活用していきたい。

3款2項1目 介護予防ケアマネジメント事業費7千円の増は、人勧による職員2人分の給

与費等。

3款2項7目 認知症総合支援事業費3万6千円の増は、人勤による職員1名分の給与費等。給与費明細書については、高齢対策課介護保険担当、税務課職員1人、保健師2人、地域包括支援センター2名の計10人分の明細である。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○高瀬委員 37頁の介護予防一般高齢者施策としてお元気ポイント事業が予定より多く950人ということは素晴らしいことかと思うが、男女の比率は把握しているか。

○高齢対策課長 データを持っていないの調べて報告したい。

○委員長 審査終了後の報告ということでもよろしいか。

○高瀬委員 了解した。恐らく今は女性のほうが多いのではないかと思うが、きらきらサロンでは最近男性の方もボランティアをするようになったとのことなので、男性がそこにいることが分かるともっと増えてくるのではないかと思う。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

【議案第3号】

○委員長 次に、「議案第3号 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「平成28年度矢板市補正予算書」11頁を朗読。12頁から14頁及び「予算に関する説明書」44頁から50頁により説明。）

今回の補正は、人事院勧告による職員給与費等の調整、後期高齢者支援金の確定による減額、介護納付金の確定による増額及び昨年度の国の負担金の超過交付による返還金に不足が見込まれることなどによるものである。

歳入

4款1項1目 療養給付費等負担金及び4款2項1目 財政調整交付金は、歳入6款の前期高齢者交付金が減額、歳出3款の後期高齢者支援金が減額、6款の介護納付金が増額見込みであるため、増額調整するもの。

- 6款1項1目 前期高齢者交付金は、平成27年度の額の確定による減額補正。
- 7款2項1目 財政調整交付金は、先ほど申し上げた歳入6款の前期高齢者交付金が減額、歳出3款の後期高齢者支援金が減額、6款の介護納付金が増額見込みであるため、増額調整するもの。
- 11款1項1目 一般会計繰入金は、職員給与費等の増額補正。
- 12款1項2目 その他繰越金は、平成27年度繰越金の増額補正。

歳出

- 1款1項1目 一般管理費21万9千円の増は、人勸に伴う健康増進課職員3人分の給与費等14万7千円の増と、通信運搬費として、短期保険証及び資格者証の郵送料が不足するため7万2千円を増額する。
- 1款2項1目 賦課徴収費9万3千円の増は、人勸に伴う税務課職員2人分の給与費等。
- 3款1項1目 後期高齢者支援金等3,067万2千円の減は、平成27年度の額の確定によるもの。
- 6款1項1目 介護納付金1,680万2千円の増は、平成27年度の額の確定によるもの。
- 8款2項1目 特定健康診査等事業費4万円の増は、人勸に伴う健康増進課職員1人分の給与費等。
- 10款1項3目 償還金5,568万2千円の増は、平成27年度国庫負担金の超過交付による返還に不足が生じるためのもの。

給与費明細書については、人勸による職員6人分の給与費等の明細。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書については、平成29年度から平成31年度までの3年間で、集団健診により行う40歳から74歳までの特定健康診査の委託契約について、限度額を4,560万円として長期契約を行い、安定的かつ継続的に健診事業を行えるようにするためのもの。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村有子委員 47頁。事務費のなかの通信運搬費7万2千円の増加理由について、短期保険証と資格者証の郵送料とのことだが、見込みより増えたということか。

○健康増進課長 毎年9月に保険証を年次更新している。その発送にかかる予算として5千通を見込んでいたが、実際は5,124通だった。これは簡易書留で、予想しなかった124通の郵送料が発生したため、以降の郵送料が足りなくなったということである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。
(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定す

ることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

【議案第4号】

○委員長 次に、「議案第4号 平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「平成28年度矢板市補正予算書」15頁及び16頁を朗読。「予算に関する説明書」56頁及び57頁により説明。）

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書で、後期高齢者健診業務委託として、限度額を2,490万円とし、平成29年度から平成31年度までの3年間、75歳以上の方及び一部65歳以上の方も該当する健診について長期契約を行い、安定的かつ継続的に健診業務を行えるようにするためのもの。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。

(11:31)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(11:31)

【議案第8号】

○委員長 次に、「議案第8号 矢板市行政組織条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「提出議案説明書」3頁、「議案書」5頁を朗読。6頁から8頁により説明。）

今回の一部改正については、ご迷惑をお掛けしたが過日遅ればせながら全員協議会において説明させていただいた。部制の復活ということで組織の変更が生じた。それに伴い、条例に規定しているもの、6頁の第1条に部があるが、今現在の条例ではこれが課になっており、別表の第2条関係において、その事務分掌が記載されている。

今回は部制復活ということで、市長の権限に属する事務の分掌になる。総合政策部、総務

部、健康福祉部、市民生活部、経済建設部、上下水道事務所の6部を新たに規定し、第2条中、課を部に改める。

別表の第2条関係として、それぞれの事務分掌を大括りで規定させていただいている。今回の部制復活に伴い大きく変わったものとして、市民生活部を新たに部として設置している。前回の部制時は市民部であった。現在の課名で言うと、社会福祉課、高齢対策課、子ども課、健康増進課、くらし安全環境課、市民課ということで非常に多くの課を抱えていた。子ども課あるいは福祉などの仕事量が増え、深度も深まっているということで切り離しをして、当時の市民部を健康福祉部と市民生活部としている。なお、市民生活部には、この規定にはなくこれから規則に委任することになるが、危機管理のセクションを立ち上げて、市民生活部長には危機管理の統括という立場になってもらうことが大きな変更点になる。

細分化した事務事業については今後規則で規定するが、条例ではこの通りの内容とさせていただきたい。全員協議会でも申し上げたが、現在は7級が最高でそれが参事。副参事が6級としている。他市町では8級を使っているが、矢板市では7級を上限とさせていただいている。参事職については財源及び人的分野も考慮し、ポストの数は今までと変わらず10とし、今と同じような人員配置、給料体系で臨みたいと考えている。

部を設置することにより、今まで並び課長であったのでなかなか統括ができない、組織のトップがない、決裁権がないということで、部門をまとめる立場であった参事に決裁権がなかった。そこに決裁権を与えることにより、部の調整、統括、強化を図っていくことが大きな狙い。

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 以前我々も経験しているが、部制になると議会関係の答弁等については部長がするのだろうと思うが、その辺りの責任体制、課長にも若干はあったかと思うが、部の中での実質的な指揮命令系統、仕事の内容はどのようになると考えているか。

○総務課長 議会答弁については今後検討する。というのは、25市町を調べると部制をとっているところが多い。本市での以前の部制では部長が答弁をしていたが、他では部長と課長が答弁するところもある。大きな市になると通告された質問に対し、関連する課長が出席するところもあれば、全課長が出席するところもあったため、今後の検討課題とさせていただきたい。ただし、4月には施行したいと考えているため、6月議会には何らかの形で部長が答弁するのか、あわせて課長が答弁するのかという答えは施行前には出したい。

また、課の取りまとめ、調整については、かつては部長、課長の下に部内を調整する調整担当主幹という立場の職員がいたが、6部になると6人増えることになるため今回は置かず、幹事課になるかと思うが、その課の課長補佐あるいは部長が調整することになる。

あわせて、総務部長兼総務課長のようにほとんどは兼務部長となり、専任部長はできるだけ置かない予定である。

○大島委員 課制になって久しいが、これまでの経験のなかで、冒頭に答弁があったように議会対策だけで部長が終わるようなことがないように。小さい市、だんだんコンパクトになっ

ていく人口構成のなかで、責任をしっかりとったなかでの議会答弁等を含み、良い意味で両方を経験したと思う。その経験者もいると思うので、ぜひ前向きに、十分な責任、執行体制ができるように要望する。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ私から確認したいが、課の数や名称は今のままか。

○総務課長 部制を論じるのに非常に時間を要し、課については、浸透してきているので、あまり変えないようにしたい。ただし危機管理については班的なもので特出しをし対応したい。

○委員長 この後、課の編成についても見直しをし、議会に上程される可能性があるということか。

○総務課長 課については規則委任による。

○委員長 私からのお願いとして、通例として来年の5月には議会のほうも所管常任委員会の編成が変わる。6月議会には対応を示すということだが、決まった場合は早めに方向性を示していただきたい。また、今回条例の一部改正ということだが、新旧の比較ができないとどこがどう変わるのかが分からない。条例案との比較ではなく、どのような形で変わるのか組織図をお示しいただければより理解しやすかったかと思うので、今後機会があればぜひお示しいただきたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

【議案第9号】

○委員長 次に、「議案第9号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」4頁、「議案書」9頁を朗読。10頁から13頁により説明。)

今回の一部改正は、平成27年の人事院勧告により、一般職の勤務時間あるいは休暇等に関する法律が一部改正になり、大きなものとしては、まず時間をずらして出勤し、勤務にあたるフレックスタイム制が原則としてすべての職員に拡充されたこと。次に、育児、介護等を行う職員については、日曜日と土曜日、これを週休日と呼ぶが、これに加えもう1日週休日を設けることができるようになった。このふたつの改正に伴い条例を整備するもの。

議案書10頁、本文3行目は、項ずれを改めるもの。

本文4行目、第3条に次の2項を加えるとあるが、これがフレックスタイム制についての規定。フレックスタイムを希望する職員から申告があった場合には、公務に支障がない範囲で認められるもの。始業・終業時間の割り当てを変更することができる。一週間の勤務時間は38時間45分だが、この時間を変えずに一日休むことができるようになる。したがって日によっては10時間働く場合もある。これを4週間を越えない範囲内で付与するもの。

第4項第1号は、育児、介護についての規定。

第4項第2号は、前号に類する状況にある職員についての規定。

議案書11頁、本文10行目は、土曜日、日曜日の日直業務についての規定。

17行目は、小学校就学前の子がいる場合等についての規定。なお、学校教育法の改正があり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校も新たな学校の種類として追加されている。

議案書12頁、本文5行目、第18条の次に次の1条を加えるとあるが、これは非常勤職員の勤務時間、休暇等について、これまで条例に規定していなかったものを条例に規定するもの。なお、この条例は公布の日から施行する。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。

(11:58)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(12:55)

○委員長 午前中の議案第2号の審査のなかで、高瀬委員の質疑に対し、後で回答をもらうこととした内容についての答弁を求める。

○高齢対策課長 お元気ポイント事業登録者の男女比について、11月現在で、いわゆる60歳から高齢者を支えるきらりんサポーターが男性8人、女性39人の合計47人。介護予防を中心とする65歳以上のにこにこメイトが男性285人、女性626人の合計911人。ふたつを合わせると、男性が293人で約3割。女性が665人で約7割。合計登録者数は958人である。

【議案第10号、議案第11号、議案第12号】

○委員長 次に、「議案第10号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第11号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第12号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与

の特例に関する条例の一部改正について」を一括議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「提出議案説明書」4頁、「議案書」14頁、16頁及び18頁を朗読。15頁、17頁、及び19頁から29頁により説明。）

平成28年人事院勧告に準じ、6月と12月に支給している期末手当について、年間で100の10引き上げに伴う一部改正などを行うもの。

議案第10号、議案第11号

本文1行目、第1条は、12月支給の期末手当について、100分の165を100分の175とする。

本文4行目、第2条は、6月支給の期末手当について、100分の150を100分の155とし、12月支給の期末手当について、100分の175を100分の170とする。

附則については、この条例は公布の日から施行することとするが、第2条の規定は平成29年4月1日から施行することとしている。また、第1条の規定については平成28年4月1日から施行することとし、1年分を12月で一括支給することを規定している。今年度は4月に遡って支給するが12月に一括して支払い、来年度以降については例年通り6月、12月それぞれ分けて支払うということになる。

議案第12号

議案名のとおり、二つの条例を改正するものである。職員については勤勉手当の引き上げとなり、率は同じく100分の10。合わせて補正予算の際に説明したが、新採用職員については月1,500円給料が上がる。同様におおむね勤務年数8年目までの若年世代の職員についても同様に1,500円上がる。それ以外の職員は400円ほど上がる。このことに伴い給料表を改正するもの。給料表以降については扶養手当の改正についての規定。人事院勧告で民間との差があるので引き上げることがあったが、扶養手当についても改正があり、これまで配偶者については1万3千円だったものが来年度は1万円となり、平成30年には6,500円となる。その分、子どもに対しては現在6,500円が来年度は8千円、平成30年度は1万円とし、子どもへの扶養手当を厚くするもの。

なお、扶養義務から外れるなどの変動があった場合は任命権者への報告が必要になるので、用語の整理とともに規定している。

また、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についても、100分の10引き上げになる。任期付職員給料表についても、引き上げ後の内容を規定している。

附則については、施行期日、経過措置等を定めている。段階的に子どもの扶養手当が上がり、配偶者の扶養手当が下がることについても定めている。

○委員長 これより議案第10号、議案第11号及び議案第12号に対し、質疑を行う。質疑

はないか。

○石井委員 この改正による人件費の増加見込みはどれくらいか。

○総務課長 1, 200万円ほどである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより一括採決する。議案第10号、議案第11号及び議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第10号、議案第11号及び議案第12号は、原案のとおり可決された。

【議案第13号、議案第14号】

○委員長 次に、「議案第13号 矢板市市税条例等の一部改正について、議案第14号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○税務課長 (鈴木康子)

(「提出議案説明書」4頁、「議案書」30頁及び44頁を朗読。31頁から43頁及び45頁から47頁により説明。)

議案第13号

今回の改正の概要については、11月に開催された全員協議会において説明したが、主な改正点は6項目である。

1、2項目目が、第19条から個人市民税及び法人市民税の延滞金の計算期間の見直しについて。

3項目目が、34頁下から2行目、附則第5条の4、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の新設について。

4項目目が35頁上から8行目、附則第8条の2、固定資産税等の課税標準の特例の追加による再生可能エネルギーの発電設備の特例割合について。第5項の太陽光発電設備及び第6項の風力発電設備については、3分の2に、第7項の水力発電設備、第8項の地熱発電設備及びバイオマス発電設備については、2分の1に定める。

5項目目として、同頁下から5行目、附則第14条、軽自動車税の税率の特例の1年延長について。

最後に6項目目が、37頁6行目、第18条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の新設によるものである。

次に41頁。第2条 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正については、法人市民税の延滞金の計算の見直しに伴う改正となる。

附則については、施行期日について、第1条、個人市民税及び法人市民税の延滞金の計算期間の見直し及び特定適用利子等及び特定適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、平成29年1月1日から、軽自動車税のグリーン化特例については、平成29年4月1日から。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、平成30年1月1日からそれぞれ施行となる。第2条から、43頁の第4条までについては、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置である。

議案第14号

こちらの改正の概要についても、11月の全員協議会において説明したが、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の新設による改正で、平成29年1月1日から施行となる。

○委員長 これより議案第13号及び議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより一括採決する。議案第13号及び議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第13号及び議案第14号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】

○委員長 次に、「議案第15号 財産の処分について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」4頁、「議案書」48、49頁を朗読及び説明。)

土地の売り払いに伴うもので、今回の2箇所の土地それぞれを坪数にすると、940坪、830坪である。11月の全員協議会で処分についての明細及び位置図があったかと思うが、木幡土地区画整理事業地内北側にある、線路から一街区東に入ったところでほぼ並んでいるようなところである。土地の価格については毎年販売前に不動産鑑定をとっており、7月時点での評価で坪約4万円の土地と宅地である。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 坪約4万円ほどで売却したとのことだが、もとの財産は保留地だったかと思う。

当初売却益を見込んでいたかと思うが、それほどの程度見込んでいた額が今回約4万円で売却になったのか。

○総務課長 説明が足りず申し訳ない。この土地は保留地ではなく、区画整理をする前に北側

に平屋建ての県営富田住宅があったころの敷地が市の土地で、今回脚光を浴びて区画整理を行ったおかげで良い土地、街区になり、初めて鑑定にかけ売ることができた土地である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

【議案第17号】

○委員長 次に、「議案第17号 片岡デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「提出議案説明書」5頁、「議案書」51頁を朗読及び説明。)

現在、片岡デイサービスセンターの指定管理者は、矢板南病院を運営している医療法人社団あかね会である。平成29年3月31日で終了するため、指定管理者を指定することとしたもの。介護保険制度の改正で通所介護のあり方が過渡期にある。また、要介護者の心身の特性から、施設と医療者の信頼関係が重要となること、事業内容を熟知した運営のノウハウがあることから、医療法人社団あかね会を指定し、非公募とした。平成28年10月24日に指定管理者選定委員会を開催し、慎重に審査した結果、適当であると認めたもの。指定期間は4年間で指定管理料は無料である。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

【陳情第23号】

○委員長 次に、「陳情第23号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(「陳情文書表」 3頁を朗読)

なお、補足として、意見書の提出を求められていることを申し添える。

○委員長 意見はないか。

○中村有子委員 陳情の願意は妥当であると思う。医療費負担が1割から2割になったり、高額療養費が引き上げになったりすることは、高齢者の年金生活に対してはかなりの負担になるかと思う。しかしながら、医療保険制度の全体的なことを考えると、保険制度の困窮というものも考え合わせなければいけないのではないかという気もする。まだ審議中であると思うので、我々も調査研究をし、審議をより深めていきたいと思い、継続審査でお願いしたい。

○委員長 暫時休憩する。 (13:39)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13:41)

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第23号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第23号は、継続審査とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。 (13:42)